

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合は	従業者の員数が基準に満たない場合は	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により隣国に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,438 単位) 要介護2(17,401 単位) 要介護3(24,454 単位) 要介護4(27,774 単位) 要介護5(31,386 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,026 単位) 要介護2(15,638 単位) 要介護3(22,042 単位) 要介護4(25,000 単位) 要介護5(28,278 単位)								-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1(570 単位) 要介護2(817 単位) 要介護3(705 単位) 要介護4(778 単位) 要介護5(838 単位)											
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)												
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 500単位を加算)										
ホ 認知症行動・認知症検査対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者等入居加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)										
ヘ 介護マニファスト加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)										
ヘ 実費加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1回につき2回を限度))										
イ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(4回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
エ ロ控検診向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控検診向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) ロ控検診向上加算(Ⅱ)(1回につき +150単位(月2回を限度))										
ロ 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)										
ロ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)										
ロ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)										
ロ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)										
ロ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)										
ロ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 介護マニファスト加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マニファスト加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算) (2) 介護マニファスト加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)										
ロ 福祉支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 福祉支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算) (2) 福祉支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算) (3) 福祉支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)										
ロ 社会的介護員等活動加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ロ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算) (五) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)(1月につき 25単位を加算) (2) ロを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)										
ロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき +(3)×90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき +(3)×80/100)										
ロ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×12/1000)										
		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計										
		注 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目										
		注 イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の対象外(Ⅰ)の単位数を算入										
		注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能										
		注 令和3年9月30日までの間は、複合型サービスのイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する										